

# 募集

**宮島口駐車場利用者募集**  
宮島口駐車場運営業務業者  
㈱合人社計画研究所  
☎082(247)7661  
宮島水族館経営課☎42010

募集区画 50区画

利用期間 4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

使用料 月額1万円

※使用料の納付は、広島信用金庫の預貯金口座からの振替

対象 大野地域または宮島地域に居住する人を優先

申込方法 宮島口駐車場、宮島水族館経営課にある申込用紙に記入押印し、車検証と免許証の写しを添えて宮島口駐車場または宮島水族館経営課へ直接または郵送で。

〒739-0534  
廿日市市宮島町10番地3  
宮島水族館経営課

※登録者で引き続き利用する場合も、改めて申請が必要

申込締切 3月1日(金) (応募者多数の場合、抽選)

**自衛隊幹部候補生募集**  
自衛隊広島地方協力本部 広島地域事務所☎082(261)1070

志願手続きや募集要領など、

近隣の市町のイベント情報をお知らせします  
**ひな流し**

問合せ 大竹市青少年育成市民会議☎0827635800

紙粘土と色紙で作った雛を「さんだわら」と呼ばれるわらの船に乗せてお供え物と一緒に川に流し、女子の幸福を祈念します。

とき 3月3日(日)11時頃～  
ところ 木野両国橋下流域

とき 2月23日(土)～3月17日(日)  
(各施設で異なります)  
ところ 福山市鞆町一円

江戸時代の雰囲気そのまま残る町家や古寺が数多くある鞆の浦でのひな祭り。民家の玄関先や店先におひなさまを飾ります。

問合せ 鞆・町並ひな祭実行委員会☎080(5614)2778

近隣の市町のイベント情報をお知らせします  
**第11回 鞆・町並ひな祭**

# 納期限 2月28日(木)

固定資産税 第4期 国民健康保険税(普通徴収) 第8期 介護保険料(普通徴収) 第8期 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第8期

# 夜間納税窓口 2月25日(月)・26日(火)

17時30分～20時  
市役所1階税制収納課  
問合せ ☎91111

募集種目	資格	受付期間	試験期日	入校
自衛隊幹部候補生(一般・技術)	22歳以上26歳未満の者	2月1日(金)～4月26日(金)	1次 5月11日(土) (飛行要員のみ5月12日(日)) 2次 6月11日(火)～6月14日(金) 3次 7月中旬～8月中旬(飛行要員のみ)	3月下旬～4月上旬
自衛隊幹部候補生(歯科・薬剤科)	20歳以上30歳未満(歯科) 20歳以上28歳未満(薬剤師)		1次 5月11日(土) 2次 6月中旬	
医科・歯科幹部自衛官	医師免許を取得し数年間勤務経験のある者		5月17日(金)	

詳しくは問い合わせてください。

## 国際交流協会 事務局職員募集

廿日市市国際交流協会☎0116

業務内容 協会の運営に関する事務(事業の企画、会計事務など)

勤務場所 国際交流協会事務局 (廿日市市民活動センター内)

勤務時間 火・金曜日の8時30分～17時15分(土・日・祝日の勤務あり、1年ごとの更新)

賃金 時給825円、交通費

応募資格 国際交流に関心を持ち、次の要件をすべて満たす人

①パソコン操作(ワード・エクセルやメールなど)ができる

人、②英語での会話や読み書きができる人、③普通自動車運転免許のある人

募集人数 1人

選考方法 書類選考、個別面接

募集期間 2月28日(木)まで(必着)

応募方法 ①国際交流協会事務局にある任用履歴書、②レポート「国際交流について思うこと(4000字程度)」、③自己PR(A4用紙1枚、様式自由(文章、図表、絵、写真などいずれも可。形式自由))を持参または郵送で

〒738-0014  
廿日市市住吉二丁目2番16号  
廿日市市国際交流協会事務局

## 家庭児童相談員募集

児童課 児童家庭係☎9153

業務内容 児童虐待や子育てに関する各種相談・援助など

勤務場所 家庭児童相談室(市役所児童課)

勤務時間 週29時間

雇用期間 4月1日～平成26年3月31日(契約更新する場合あり)

報酬 月額 17万800円

募集人数 1人

選考方法 一次審査 書類選考、二次審査 個別面接

応募資格 次のいずれかに該当①大学などで児童福祉、社会学、心理学、社会学、教育

# 一般情報

学、社会学などの課程を卒業。

②医師。③社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事。④前各号に準じ、相談員に必要な学識経験を有する人。

応募方法 市役所児童課、支所にある所定の申込書・作文用紙に記入し、児童課まで郵送または持参。申込書はホームページからもダウンロード可。

応募締切 2月28日(木)必着

## 軽自動車の廃車・名義変更の手続きは3月29日(金)までに

課税課 市民税係☎9113

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車や二輪・四輪の軽自動車を所有する人に課税されます。

使用していない原動機付自転車などの廃車や下取り、名義変更などのため業者などに引き渡すときは、3月29日(金)までに廃車や名義変更の手続きをするよう依頼しましょう。

万一、廃車の手続きが間に合わなかった場合、税金をどちらが支払うかなどを必ず確認しておいてください。

軽自動車税は、法律により、主たる定置場のある市町村で課税されます。進学や就職、転勤

などで軽自動車の置き場所を変える場合は、必ず住所変更の手続きをしてください。

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車や変更手続きは市役所2階課税課および各支所でできます。

○手続きに必要なもの  
印鑑、ナンバープレート

※所有者以外の人が手続きをする場合は委任状が必要です。

人から譲られたバイクを登録するときには、譲渡証明が必要です。

そのほかの軽自動車の手続きや不明な点は課税課市民税係へ問い合わせてください。

## 農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会事務局☎9101

平成25年1月1日現在で調製した廿日市市農業委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧します。

期間 2月23日(土)～3月9日(土)8時30分～17時

ところ 市役所選挙管理委員会事務局

申請書を提出されていても、この名簿に登録されていないと、農業委員会委員選挙の投票ができません。登録などの確認と異議の申し出は、縦覧期間中に行うことができます。

## リサイクルプラザ

はつかいちリサイクルプラザ(エコセンター)はつかいち内

☎0266

各講座の開催場所は、はつかいちリサイクルプラザです。参加費は各100円、定員は各10人です。

※ランブ作りは別途費用が必要 ※定員になり次第締め切ります

参加申し込みは、各講座の受付開始日から電話で。

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始
サンドブラスト ～花瓶・ランプ作り～	2月28日(木) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	お気に入りの瓶など	2月21日(木)から
牛乳パックを使って 椅子作り	3月6日(木) 13時30分～16時	牛乳パック24個(1L・切り開いてないもの・リサイクルプラザにも予備有り)、布(100×60cm)、はさみ(もしくはカッター)、定規、筆記用具	2月27日(木)から
草木染め	3月12日(火) 13時30分～16時	エプロン、ゴム手袋	3月5日(火)から
古い布から草履作り	3月14日(木) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	はさみ、洋裁道具、物差し、鉛筆	3月7日(木)から
和服からリフォーム ～作務衣・ベスト作り～	3月21日(木) 13時30分～16時	ほどいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	3月14日(木)から

## 木材利用センター

木材利用センター☎2393

問い合わせ・申し込みは木材利用センターまで電話で。いずれも実施場所は木材利用センターです。汚れても良い服装で来てください。

教室名	日時	参加費	定員	教室名	日時	参加費	定員
えんぴつ立てをつくろう	3月2日(土) 10時～12時	700円	15人	モザイク フォトフレーム	3月17日(日) 10時～12時	800円	15人
すいすい木工教室 「大人の端材教室」	3月6日(木) 10時～12時	1,500円	6人	ハザイでつくろう	3月23日(土) 10時～12時	300円	15人
すいすい木工教室 「ペアイニシャルをつくろう」	3月6日(木) 13時～15時	800円	5人	こいのぼりをつくろう	3月24日(日) 13時～15時	500円	15人
けん玉教室	3月10日(日) 10時～12時	300円	30人	すいすい木工教室 「ブレッドBOX」	3月27日(木) 10時～13時	3,000円	5人
けん玉組み立て教室	3月10日(日) 10時～12時	1,000円	10人	第9回 創作木工教室	3月30日(土) 10時～16時	200円 +材料費	5人
いろいろキット組み立て教室	3月16日(土) 10時～12時	200円～ 2,000円	15人				

# 消費生活

## 《相談内容》

知らない業者から「2カ月前に電話で注文のあった健康食品を明日発送する」と電話があった。注文したこともないし、全く覚えも無いのでそう伝えた。それでも、業者は注文通りに商品を送付すると言い張る。「注文していないので送付しないように」と言ってお知らせを切った。しかし、本当に送ってきたらどうに対応すればいいだろうか。(70歳代 男性)

《アドバイス》  
相談者には、商品が届いても、業者名・連絡先を控えたい。事で受け取り拒否し、再度相談してもらいたいと伝えました。事例のように、電話をかけてきて商品を送付したと言っている。健康食品などを送りつける悪質な販売手口が増加しています。申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもなければはつきり断りました。

もし、断つたのに商品が送られてきたら、受け取り拒否してください。特定商取引法に規定されたネガティブ・オプション(一方的に商品を送りつけ、消費者が「受け取った以上購入しなければならぬ」と勘違いして代金を支払うことを狙った商法。いわゆる「送りつけ商法」)では、一方的に商品を送りつけられても、「承諾」の意思を示さなければ契約は成立していません。もし、商品を受け取った場合は、14日間(商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間)開封せずに保管しておく必要があります。しかし、商品は代金引換配達で送られてくるものが多く、お金を払ってしまつて取り戻すことはたいへん困難です。商品が届いても受け取りを保留するなど冷静に対応してください。トラブルになったら、早めに消費生活センターへ相談してください。(広島県環境県民局消費生活課発行「くらしのフレッシュ」平成25年1月号より)

廿日市市消費生活センター

(市役所6階商工労政課内) ☎1841

消費生活相談は、毎週月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～12時、13時～16時

# 春の全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」

「消すまでは、出ない行かない」